

令和4年度 第2回 福岡市社会教育委員会議

日時 令和5年1月31日（火）午前10時～

場所 福岡市役所議会棟7階 第1・2応接室

資 料

- 次第
- 委員名簿
- 報告資料
 - (1) 福岡市社会教育委員会議分科会の経過について
 - (2) 福岡市社会教育委員会議分科会 中間報告書

令和4年度 第2回 福岡市社会教育委員会議 次第

日時 令和5年1月31日（火）午前10時～

場所 福岡市役所議会棟7階 第1・2応接室（公開場所）

1 開 会

2 委員の紹介

3 議 題

議長・副議長の選出

4 報 告

福岡市社会教育委員会議分科会 中間報告

5 閉 会

福岡市社会教育委員名簿

任期:令和4年9月1日～令和6年8月31日

委嘱区分	氏名	役職名
学校教育関係者	青木 理枝	福岡市立箱崎小学校 校長
	増田 瑞穂	福岡市立和白中学校 校長
社会教育関係者	中島 瑞恵	福岡市七区男女共同参画協議会 代表
	岡村 耕二	福岡市PTA協議会 会長
	木内 潤子	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長
	萩尾 憲子	前福岡市公民館館長会 副会長
	宮浦 寛	部落解放同盟福岡市協議会 執行委員長
	志村 宗恭	福岡文化連盟 理事
	齋藤 光子	福岡市スポーツ推進審議会委員
	上村 篤子	福岡市学校図書館よみきかせボランティア ネットワーク 代表
	下山 いわ子	福岡市手をつなぐ育成会保護者会 会長
家庭教育関係者	馬場 郁子	不登校サポートネット 理事
	重永 侑紀	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡 代表理事
学識経験者	伊藤 嘉人	福岡市議会 議員
	楠 正信	福岡市議会 議員
	古市 勝也	九州共立大学 名誉教授
	圓入 智仁	中村学園大学教育学部 准教授
	添田 祥史	福岡大学人文学部 准教授
	植上 一希	福岡大学人文学部 教授
	小田原 耕一郎	中村学園大学付属おひさま保育園 園長 元教育委員会理事

福岡市社会教育委員会議 分科会の研究調査経過

1 福岡市社会教育委員会議の状況

令和3年度第2回全体会議（10月開催）にて、分科会を設置することとし、分科会の委員構成及び研究調査テーマを下記のとおり決定した。

- ・テーマ 「福岡市における生涯学習のあり方について」
- ・委員 社会教育関係者 萩尾 憲子
家庭教育関係者 馬場 郁子
学識経験者 圓入 智仁
添田 祥史
植上 一希
- ・目的 教育基本法の生涯学習の理念「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」をどのように実現するのか、福岡市における生涯学習の方向性（ビジョン）について整理する。

2 分科会の開催状況

第1回 令和3年11月25日（木） 18:30～20:30

- ① 生涯学習について考えるワークショップ
- ② 今後の進め方について

テーマである「福岡市における生涯学習のあり方」に向けて、目指す生涯学習のイメージや福岡市の生涯学習の強みや弱みについて、ワークショップを行った。

第2回 令和3年12月6日（月） 13:00～15:00

- ① ワークショップにおける議論の整理

第1回分科会のワークショップで出た様々なキーワードや論点について、議論の整理を行った。

第3回 令和4年2月22日（火） 18:00～20:00

- ① 提言 構成案の協議

提言 構成案、市民アンケート調査、ヒアリングの実施について協議を行った。

◎ヒアリング調査

【調査概要】

実施期間：令和4年7月～8月

調査方法：社会教育委員会議分科会委員が選定した対象者を訪問し、対面で個別に聴取するもの。

対象者：社会教育委員、生涯学習の支援者・学習者

調査内容：活動内容について、今後の活動等について、生涯学習に関することについて等

第4回 令和4年10月24日（月） 13:00～15:00

- ① ヒアリング調査報告
- ② 中間報告書骨子について打合せ
- ③ 分科会委員による中間報告書（案）作成

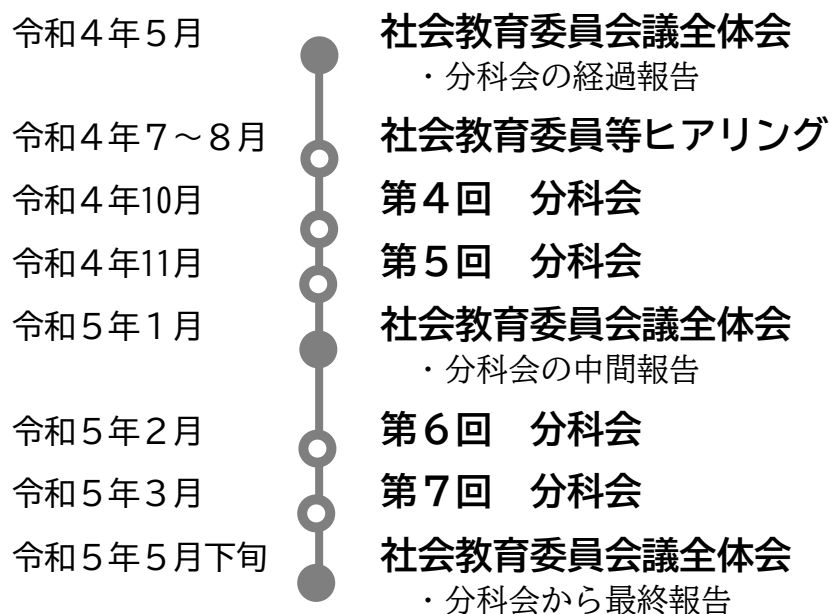
ヒアリング調査結果を各委員より報告し、中間報告書の構成や内容について協議を行った。

第5回 令和4年11月28日（月） 10:00～11:30

- ① 中間報告書骨子について打合せ

中間報告書の構成や内容について協議を行った。

3 令和4年度以降 スケジュール



4 全体スケジュール（想定）

令和3年度	令和4年度		令和5年度
10月 ●全体会	5月 ●全体会	1月 ●全体会	5月 ●全体会
分科会 ○○○	分科会 10月 11月 ○○	分科会 2月 3月 ○○	
	社会教育委員等ヒアリング ○→ 7～8月		

福岡市社会教育委員会議 分科会の研究調査 中間報告（1/18 時点）

福岡市の生涯学習ビジョン ～あらゆる学びの支援のために～

[提言]

令和5年1月

この提言は、これからの福岡市における生涯学習のビジョン（方向性）をお示しするものです。福岡市では、教育委員会だけでなく、こども未来局や市民局など、数多くの部局で市民に対する学習機会の提供や、学習の支援に取り組んでいます。お気づきの通り、福岡市民に対する啓発・広報活動や情報提供も、広い意味での生涯学習支援の一環です。これまで各部局がそれぞれ個別に事業を実施したり、関係団体の活動の補助をしたりしていましたが、この提言が示す生涯学習に関する考え方や、福岡市が直面する生涯学習振興に関する課題をご理解いただき、今後の施策の立案、従来からの活動や支援の継続などを検討する際にお役立ていただきたいと思います。

当分科会は、教育基本法が示す生涯学習の理念を実現するため、福岡市の生涯学習の方向性（ビジョン）を作成することを目的として、令和3年10月に開催された第2回福岡市社会教育委員会議での議論に基づいて設置されました。これまでに5回にわたって、「福岡市における生涯学習のあり方について」をテーマとして会議を重ねてきました。

この文章は、現時点での暫定的なものです。今後、関係各位のご意見を伺いながら検討を重ね、令和5年度の社会教育委員会議に最終案を上程し、教育委員会へ提言という形で報告したいと思っています。その後は社会教育委員の任期が改まった際、初めての委員会でこのビジョン（提言）を共有し、また必要に応じて改訂します。

以下では、まず、生涯学習について国際的な動向や国内における位置づけ、さらには現代社会における意義について説明します。その後、福岡市における生涯学習の支援に当たって求められる支援について、観点別に述べております。

もくじ

- I あらためて生涯学習の意義を考える
 - 1 生涯学習というアイデアがもたらしたインパクト
 - 2 国際的な学習観の拡がりや深まり
 - (1) Learning to be
 - (2) リカレント教育
 - (3) 学習権宣言
 - 3 日本の教育政策における位置づけ
 - 4 2020年代における生涯学習の重要性
 - (1) 社会構造の変化への対応
 - (2) 高度な情報化と多様化への対応
 - (3) 社会的縁辺化や孤立化への対応
 - 5. 様々な活動を「学習」としてとらえていく
- II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会
 - 1 狭義の学習機会
 - 2 広義の学習機会
- III 福岡市の生涯学習振興における課題
 - 1 学習者の自己認識と情報提供、多様な価値観に関する啓発活動
 - 2 子どもの「学びの楽しさ」の経験
 - 3 教育施設の発想の転換と教員や職員の研修の充実活性化
 - 4 多彩な市民活動・NPO活動の展開と支援
 - 5 福岡らしさの利活用
 - 6 社会教育・生涯学習・地域の中核拠点、居場所としての公民館
- IV これまでの福岡市と福岡市教育委員会による計画など
- V 謝辞

I あらためて生涯学習の意義を考える

ここでは、1965年に端を発する「生涯学習」の提唱から現在に至るまでの、学習観や学習する権利に関する基本的な考えについて説明します。1970年代や80年代の世界論を紹介した後、2000年代以降の日本の生涯学習論を概観します。その上で、現代日本における生涯学習の重要性として、社会構造の変化、高度な情報化と多様化、社会的縁辺化や孤立化をみたうえで、こうしたなかで、様々な活動を「学習」としてとらえていく必要性について説明します。

1 生涯学習というアイデアがもたらしたインパクト

「学校教育だけが学びの場ではない。学校教育を受ける前も後も、私たちは学び続けている。だから、人生の時間軸と活動の空間軸をイメージしながら、生涯にわたる学びを支える教育システムを整備していく必要がある。」1965年、ユネスコで成人教育の部局長を務めていたポール・ラングランは、生涯学習の大元になるアイデアをこのように提唱しました。

生涯学習という考え方が登場したことで、わたしたちは学校教育、社会教育、家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動や市民活動、企業内教育、そして、趣味など様々な場や機会において行う学習など、社会における様々な教育や学習の存在に気づき、それらを結びつけて考えることができるようになりました。

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を「生涯学習社会」といいます（図1）。

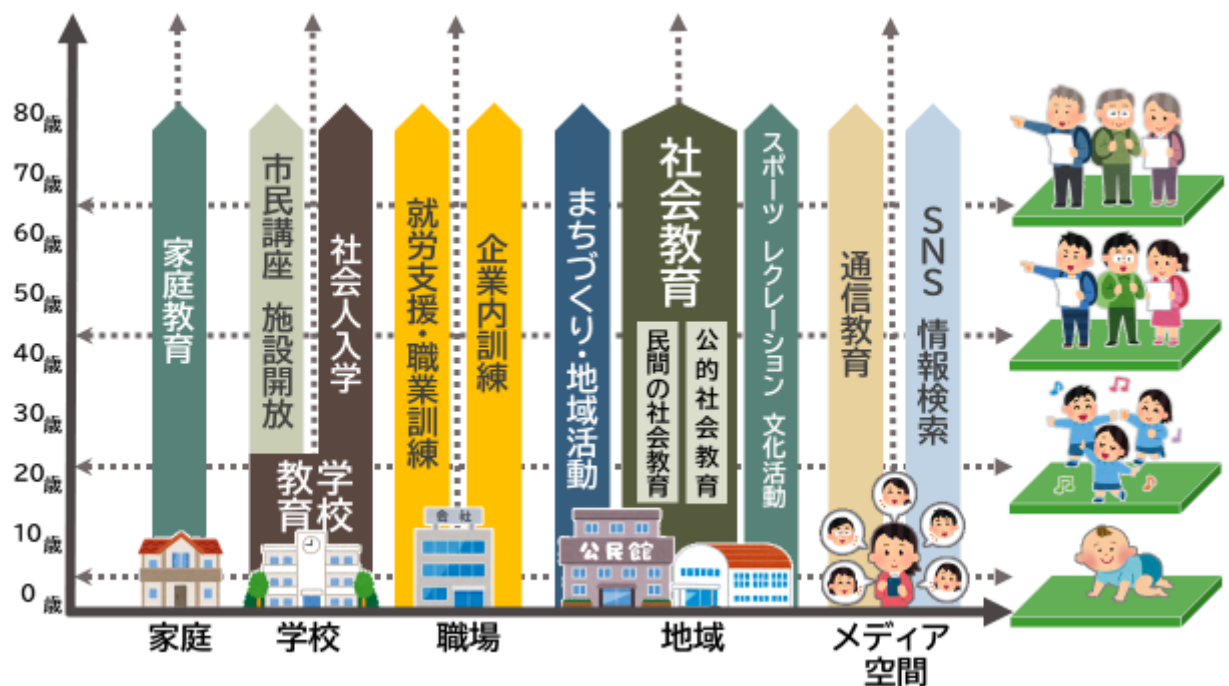


図1 生涯学習社会のイメージ

2 国際的な学習観の拡がりや深まり

生涯学習という考え方は、その後も拡がり、深まります。学習観はより豊かに更新され続けるものであるという視点をもつことが重要です。ここでは、とくに大事なものを3つあげていますが、これら以外にも「子どもの権利条約」（1989年）、「障害者権利条約」（2006年）などに示された子ども観や障がい者観をおさえておく必要があります。

(1) Leaning to be

1970年代には、ユネスコは「Leaning to have から Leaning to be へ」を提唱します。富や地位を所有するための手段としてのみ学習を捉えるのではなく、学習が人間としての存在や生き方を確かなものにしていく側面に意識を向けるよう促しました。その後、ユネスコは、次のような「学習の4本柱」を示しました(『学習—秘められた宝』、1991年)。

- ・ 知ることを学ぶ (*Learning to know*)
- ・ 為すことを学ぶ (*Learning to do*)
- ・ 共に生きることを学ぶ (*Learning to live together*)
- ・ ひととして生きることを学ぶ (*Leaning to be*)

(2) リカレント教育

1970年代には、OECD(経済協力開発機構)が「リカレント教育」という概念を提起します。時代や個人の置かれた状況の変化にあわせて、情報や知識や技能をアップデートするための教育や訓練という意味合いです。大学に入り、人々の生涯にわたって分散させ、就学と就職を繰り返すことができる社会のあり方が提起されました。海外では、社会人が大学等での学びなおしができるように、教育有給休暇制度を整備している国もあります。

なお、2018年に世界経済フォーラムで提唱された「リスクリング」という考え方も、発想としてはリカレント教育と共通します。ただし、「リスクリング」という場合には、職場主導で仕事上必要となるデジタル化へ対応するための知識やスキルの学びなおしを、休職などはせずに働きながら行うことを意味します。

(3) 学習権宣言

1980年代になると、生涯学習政策を進めるにあたって、社会的な不利益層や弱い立場にたたされやすい人々という大事な観点がかかります。ユネスコ学習権宣言(1985年)では、学習権を承認するか否かは、わたしたち人類にとって、これまでもまして重要な課題となっているとして、次のように学習権を定義します。

学習権とは、
読み書きの権利であり、
問い続け、深く考える権利であり、
想像し、創造する権利であり、
自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
個人的・集団的力量を発達させる権利である。

貧困の撲滅や格差是正のためにも、産業や農林漁業の発展のためにも、ジェンダー平等を実現するためにも、平和を維持するためにも学習は必要です。学習は、わたしたちを成り行き任せの客体から、歴史をつくる主体へと変えるのです。

3 日本の教育政策における位置づけ

わが国の教育の骨格を示す法律が教育基本法です。2006年に全面改正された教育基本法には、第3条に「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。

第1条「教育の目的」、第2条「教育の目標」に続く第3条に「生涯学習の理念」が示されていることから、これがわが国の教育全体の基本理念であると考えられます。続く第4条には「教育の機会均等」の原則が示されていることを併せると、生涯学習という観点にたった教育機会均等の実現がのぞまれていると理解できます。

4 2020年代における生涯学習の重要性

社会の急激な変化に伴い、様々な社会課題も生じています。そうした社会課題に、人々や社会が対応するためにも、学習の重要性は高まっています。ここでは、2020年代の社会変化のいくつかの特徴に焦点をあてて見ていきましょう。

(1) 社会構造の変化への対応

産業構造の変化や社会技術の発展により、個人や組織に対して、知識や技能のたえない刷新が求められるようになってきました。それは、青年期までの学校教育では対応できるものではありません。学校教育をこえて、個人や組織は、それぞれの必要性に応じた学習を更新し続けており、そうした学習の実態や意義を捉え、支援していくことが必要です。

(2) 高度な情報化と多様化への対応

情報技術の発達によって、現代社会に流れる情報の量と速度は急速に増しています。その結果、人々の学びのあり方も大きく変化し、インターネットなどを通じた知識の獲得、他者との交流などが、大きな割合を占めるようになってきました。コロナ禍のなかで、社会のオンライン化がますます進むなか、学びの情報化・オンライン化の実態や意義、問題などを捉えていく必要があります。

一方で、情報化の進展は、社会における価値観や行動の多様化も促進させています。生涯学習の観点からは、こうした多様化する価値観や行動を学習の観点から支援していくと同時に、多様化のなかで生じる摩擦や対立をうめていくための、他者理解やコミュニケーション構築という学習も課題としてとらえていく必要があります。

(3) 社会的縁辺化や孤立化への対応

こうした社会の急速な変化のなかで、社会から取り残されていく人や、孤立感を深める人も増加しています。そうしたなか、人々の居場所を学習活動を契機としてつくり出す活動や、コミュニティを維持・再生していく社会教育活動・地域づくり活動なども、現代的な学習活動として重要性を増しています。

学習には、セーフティ・ネットの役割もあります。学ぶことで経済的あるいは職業的な困難から脱却し、次のステップに進むことができます。そのための支援として、例えば奨学金制度や夜間中学などの学びなおし支援の拡充が考えられます。福祉的な支援だけでなく、学習の側面からも困難な状況にある方々の支援ができるはずです。

上記にあげた以外にも、現代社会には多くの社会課題が生じています。そうした新たな社会課題に対応するためにも、生涯学習の重要性は高まっているのです。

5. 様々な活動を「学習」としてとらえていく

これまでみてきたように、生涯学習という概念の中核には、既存の学習観を広げていく・組み替えていくことがあります。こうした観点から社会で行われている様々な活動を、「学習」として意義づけていくことも重要です。

ともすれば、私たちの社会ではまだまだ「学習」は狭くとらえられがちです。子どもたちが、学校等で行う学習活動を中心として、「学習」がイメージされやすいため、それらから遠い活動は「学習」として意識されないことも多くあります。しかし、社会の様々な場所において人々は多様な契機にふれて、知識・技能を身につけたり、価値観を変化させたりしています。こうした活動はまさに、「学習」そのものなのです。

社会の急速な変化に対応し、かつ、私たち自身の生活をより豊かにするためにも、社会において行われている様々な活動を、「学習」の観点からとらえ、その意義と支援のあり方を考えていくことが必要です。

以上、生涯学習に関する歴史的な経緯や、現代における意義について述べてきました。これらに共通して言えることは、私たちには学習する権利があること、それを市民全員が意識すること、そしてそれぞれの市民の学びを支援し、市民も自らの学びを止めずに進めることという考え方です。

II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会

ここでは、前章で確認した生涯学習の考え方から当市における学習活動を整理したいと思います。社会における様々な活動を学習としてとらえてみたとき、私たちのまわりには実に多くの学習機会

があることに気づきます。そのことを見えやすくするために、学校や公民館などのような文部科学省が所管する教育施設における学習活動を「狭義の学習機会」、それ以外を「広義の学習機会」と分けて考えてみます。さらに民間と行政にわけてみます（図2）。

図2 学習機会を整理するための枠組み

	民間	行政
狭義の学習機会 (文部科学省が所管)	私立学校、私設博物館など	学校、公民館、図書館、博物館、 その他の社会教育施設
広義の学習機会 (上記以外)	NPO、教育文化産業など	福祉施策、まちづくり施策、 環境政策、就労支援など

1 狭義の学習機会

文部科学省が所管する学習機会です。まず思いつくのは、学校でしょう。学校は、子どもたちの中心的な学習活動の場所であり、生涯学習社会への入口であるといえます。当市には、生徒のニーズや事情にあわせて学べる特別支援学校、夜間中学、単位制・定時制高校もあります。先生たちは授業や指導のために学習を重ねています。隣接している学童保育*1での遊びもまさに学習の一面を持っています。PTAや「おやじの会」などがおとなの学習活動としても運営されている場合は、活発で楽しい活動になっています。運動場や体育館は、学校施設開放事業で夜間や休日に社会人スポーツで利用されています。法律上は、幼稚園と大学も学校です。各大学では、社会人入学や市民講座なども行われています。加えて、本市にはたくさんの専門学校があります。

次に社会教育施設をみていきます。福岡市には、小学校区ごとに公立公民館があります。大都市でありながら148もの公立公民館がある自治体は全国的に稀です。公立公民館には、館長と主事と事務補助員がいます。主催事業やサークル活動が活発に行われており、地域づくりの拠点でもあります。避難所にもなります。広域社会教育施設として市民センターがあります。市民センターには市立図書館分館が併設され、ホールもあります。音楽・演劇練習場と合築されている市民センターもあります。

博物館は、美術館や動物園や水族館も含まれます。市立博物館や史跡のガイダンス施設、私設博物館、市立と県立の美術館、動植物園、マリンワールド海の中道など多くの施設があります。福岡市科学館では、体験型の展示や事業が行われています。市立図書館は、総合図書館と市内11か所に分館があります。県立立図書館には、子ども図書館も設置されています。

スポーツやレクリエーションは、法律上では社会教育活動になります。福岡市には総合体育館や市民体育館、ももち体育館に加え、各区に地区体育館と市民プールがあります。市内各所に競技場や運動公園も整備されています。野外活動施設は、今宿野外活動センター、背振少年自然の家や海の中道青少年自然の家があり、学校教育での利用以外にも一般向けの体験プログラムやレクリエーション活動を提供しています。福岡PayPayドームやベスト電器スタジアム、アクロス福岡や博多座などでは、プロスポーツ観戦や芸術鑑賞が楽しめます。

その他の社会教育施設としては、福岡市男女共同参画センター「アミカス」などがあります。

*1 学童保育の所管は、厚生労働省です。

2 広義の学習機会

学習機会を提供している公共施設は、他にもたくさんあります。ここでは一部を紹介します。

福祉行政は生涯学習の機会をたくさん提供しています。各区にある障がい者フレンドホームでは、文化、スポーツ教室、サークル、交流事業、相談事業などが行われています。障がい者スポーツセンター「さん・さんプラザ」もあります。発達の遅れや特徴のある子どもには、児童発達支援施設があります。福岡市市民福祉プラザ「ふくふくプラザ」は、市民に福祉への理解を深めてもらうための学習講座をしています。学校区ごとにある「老人いこいの家」では、高齢者が囲碁や将棋などを楽しんでいます。

子どもの生涯学習の多くは、こども未来局が所管しています。福岡市立中央児童会館「あいくる」は、常設の「遊び・体験・交流の場」として楽しいイベントや体験活動をたくさん提供していますし、フリースペースもあります。「子どもプラザ」は、乳幼児親子が気軽に訪れ、いつでも利用できることができる子育て支援の拠点です。

その他、福岡市 NPO・ボランティアセンター「あすみん」では、様々な市民活動の情報を集約・発信しており、会議室の貸し出しの他に、NPO 関係者を対象とした学習講座も多数実施しています。福岡市人権啓発センター「ココロンセンター」や福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」では、人権やジェンダー平等についての学習機会を提供しています。油山自然の森や花畑園芸公園は、レクリエーションの場を提供しているだけでなく、自然体験学習の事業も実施しています。

自治協議会などの活動をはじめとする地域活動は、市民局など行政も支援しています。各種団体の運営がうまくいくためには、活動をふりかえる学習が欠かせません。校区の人権尊重推進協議会は、委員自ら学ぶとともに、機関紙や研修会を通して校区住民に学習機会を提供しています。

啓発活動として展示や施設見学等を行っている公共施設もあります。社会問題や行政課題を解決するためには、市民の学びが不可欠だからです。リサイクルプラザ「3 Rステーション」では、ごみ減量・リサイクル活動に関する場の提供、情報提供、各種講座やイベントの開催、本や衣類のリサイクルなどを行っています。下水道局が所管する複合施設「ぼんプラザ」では、ポンプ場施設や下水道博物館に音楽・演劇練習場「ぼんプラザホール」が併設されており、市民による演劇活動や文化活動に利用されています。博多ポートタワーは、無料で展望室からの眺望が楽しめるだけでなく、1階の「博多港ベイサイドミュージアム」では港湾の仕事や歴史にふれることができます。

就労に関する施設では、スタートアップカフェやエンジニアカフェがあります。どちらも、歴史的な建物をイノベーションした魅力的な施設になっていて、若い起業家が集い、情報交換やネットワークづくりを行っています。また、国の施設になりますが、ハローワークやポリテクセンター（北九州市、飯塚市）もあります。福岡若者サポートステーションでは、サポステ塾（基礎能力習得講座）があり、コミュニケーションスキルや、ビジネス文書や履歴書の書き方、面接の練習などを行っています。

民間による学習機会の提供もたくさんあります。NPO法人と福岡市の共働事業提案制度から生まれた「福岡テンジン大学」は、新しい生涯学習の動きとして注目されます。子ども NPO センター福岡は、中間支援組織として、子どもに関する市民活動をネットワーク化する一方で、定期的な学習講座を実施しています。ライティング講座や読書会を開催する個性的な書店、駅ビルやファッションビルにある魅力的な料理教室など、教育文化産業が充実していることも、福岡市の特徴です。子どもが本格的な仕事体験ができる商業施設や有料の屋内遊び場などもあります。

III 福岡市の生涯学習振興における課題

ここでは、福岡市の現状を踏まえ、当市における生涯学習振興における課題を指摘し、今後の方向性を示したいと思います。21世紀になり、情報通信技術の発展、市民活動や価値観の多様化などにより、市民の「学習」観も様々になっています。そのため、市民の様々な学習活動を支える教職員の専門性を確保するための支援、あるいは多彩な市民活動やNPO活動、文化活動やスポーツ活動を支える仕組みが必要になります。また、福岡という地の利を活かすことも考える必要があります。以下、観点別に述べることにします。

1 学習者の自己認識と情報提供、多様な価値観に関する啓発活動

「I あらためて生涯学習の意義を考える」において、生涯学習について説明しました。実際に福岡市内では公民館や市民センターだけでなく、市役所の各部局、各学校やNPO団体、そして様々な場面において学習活動が行われています。職場における研修も、生涯学習です。さらに趣味など知的好奇心を満たす学習、生活するために必要な学習、自己内省や地域活動のための学習などに取り組んでいる市民の、それぞれが「生涯学習」をしているという意識を持てるようにしたいものです。そうすれば、学習していることの自覚と、その成果の実感が次の学習意欲につながるはずです。

また、学びたいと思っている人たちへの情報提供手段の確保と、はじめの一步を踏み出すことの支援が必要です。例えば、資格や学位の取得、教養や趣味、ボランティア活動、地域活動、読み・書き・計算などの基礎的な学び、職業訓練などです。経済的なことなど、何らかの困難を抱える方々や家庭、そして外国人、障がいのある方や高齢者への支援はもちろんのこと、子どもや障がい者、高齢者、女性などの権利擁護、多様な「性」に対する考え方など、広く市民一般に対する多様な価値観の啓発や普及、権利の保障や擁護への取り組みも求められています。

これらの一環として、公共施設や事業所を含めたあらゆる場所で、様々な学習機会に関する市民への情報提供や啓発を、紙媒体だけでなく、公共施設等に設置されているデジタルサイネージ、インターネットやSNS（ソーシャルネットワーク）などを通してする必要があります。

2 子どもの「学びの楽しさ」の経験

幼稚園を含めた学校教育は、それぞれの活動が学びの基礎であることを念頭にしつつ、生涯にわたって学び続ける意欲を持てるような教育を展開する必要があります。特に、コロナ禍を経験したことで情報機器の活用など、子どもたちの学びの環境が大きく変わりました。各家庭においても、子どもたちの学習をいつでも保証できる環境を積極的に整備する必要がありますし、インターネット環境の状況次第で子どもの学習活動に影響が出ないようにすることも求められます。

子どもたちは、大人から学びを与えられるだけでなく、自ら学びを作り上げる主体でもあります。幼稚園などで子どもたちは自ら粘土をこねて物を創作し、自由な発想で絵を描き、積み木やブロックで家や壁などを作り、砂場で山や川を作ります。自らの創意工夫によって、ありとあら

ゆるものを自らの手で創造する経験を積んでいます。このことを踏まえ、小学校以上の学校教育でも子どもを中心に据え、教師は子どもの学びを支えるという意識を持ち、家庭や社会においても子どもも学びの主体であるという認識を持ちたいものです。

その際に大切なのが、「加点方式」の考え方です。できないことやできていないことを指摘する「減点方式」よりも、できたことや努力を褒める「加点方式」の考え方こそが、子どもの可能性を伸ばすことにつながるでしょう。

関連して、子どもたちが「学びの楽しさ」を実感できるようにするためには、学校の教師自身が、それぞれの授業を楽しむ必要があります。教師が楽しみながら授業を展開する姿勢は子どもに伝わります。それがまさに、「学びの楽しさ」の伝播です。そのためにも、教師が幅広い興味関心を持ち、様々な知識と技術を備えることが必要です。教師自身の時間的な余裕を確保し、十分な研修への参加、あるいは個人的な活動、視察、見学などを行えるようにすることが、教師の豊かな人間性につながります。このような教師こそ子どもたちにとって魅力的であり、「楽しさ」を伝えることができます。

他方、子どもたちにも自分が学び、動くことで自分や学校、社会が変わることの体験を提供することが必要です。例えば児童会や生徒会活動を通して、子どもたちが自分たちの意見をまとめ、学校と交渉するといった活動が考えられます。このような経験をした子どもたちは将来、社会に対して能動的に働きかけることができる人材に育つことが期待できます。

3 教育施設の発想の転換と教員や職員の研修の充実

学校、公民館、図書館、博物館（動物園や科学館などを含む）には、利用者に関する固定的な想定を乗り越えて、どの年齢層であっても「ちょっと行ってみよう」と思ってもらえる施設になることを目指すことが必要です。これまでの固定的な考え方を脱却し、地域交流、世代間交流、国際交流につながるような施設のあり方を検討してみるのです。早良区内の中学校のように子育て支援の拠点を設置したり、複数の公民館などで展開している様々な「〇〇カフェ」を開催したりすることは、その実例です。

また、そのような施設で学校教育や社会教育などに携わる教員や職員に十分な研修の機会を提供すると同時に、研修を受けるだけの余裕を持ってもらうことも必要です。研修といっても、講師の話聞くだけでなく、参加者同士の話し合い、おしゃべりの機会を持ち情報交換をすること、あるいは自己研修として個人ないし集団で地域学習に取り組んだり、博物館や美術館を観覧したり、コンサートを鑑賞したりすることなども含めることも必要です。教育施設の教員や職員がどんどん外に出て、地域社会の中で人との出会いや様々な経験を積むなどして見聞を広めてほしいのです。そのためにも、時間的な余裕を生み出す工夫も必要です。従来の考えにとらわれない業務量や業務時間の見直し、適正な人員配置などを通して、教員や職員にゆとりを持ってもらうことが大切です。

学校、公民館、図書館や博物館には、職に就いて間もない教員や職員から、ベテランの教員や職員がいます。前者は新しい発想や技術で学校教育や社会教育を進展させることが期待できま

す。また、後者はこれまでの経験やスキルを後輩に伝えるなどの取り組みをしておられることと思います。両者が互いに知識や技術、経験を交流させることで、福岡市におけるあらゆる教育活動、学習活動がますます充実したものになるのです。

4 多彩な市民活動・NPO 活動の展開と支援

市内で活動している様々な市民による活動における学習の支援と、人や事業のつながりを支援することが必要です。校区などを拠点として活動する、いわゆる地縁団体は福岡市内に数多くあります。それらに加えて、地域を越えて様々な目的意識を持って設立された多彩な市民活動やNPO 活動、文化活動やスポーツ活動も、福岡市には数多く存在します。

福岡市教育委員会は、これまでも子ども会や人権尊重推進協議会などの地縁団体の支援に取り組んできました。住みやすい地域を目指すこれらの活動は、これからもさらなる活動の展開が求められます。他方、自治協議会をはじめとする地縁団体や各学校のPTA 活動では、役員のなり手不足、行事のマナー化などの課題を抱えている場合が少なくありません。このような状況に対し、例えば他校区とのつながりの機会を提供することで、従来にはない新たな発想に基づく活動の展開が期待できます。

他方、校区の枠を超えてある特定の目的を持って設立された市民活動やNPO 活動、文化活動やスポーツ活動への支援も必要です。福岡市内には町づくりや文化、スポーツ、子ども、国際交流などをテーマとして掲げる様々な団体が活動しています。これらの団体の活動を支える補助金の適切な運営、団体同士のネットワーク作りの支援など、それぞれの活動をさらに発展してもらえよう支援を、教育委員会や首長部局に関係なく展開する必要があります。

あるNPO のプロジェクトから新たなNPO が派生したり、NPO 同士の結びつきによって新たなプロジェクトが始まったりすることもあります。人と人との出会いに加えて、組織と組織の出会いにも、新たな可能性が秘められています。

このように、各種の団体の活動が活発になれば、それぞれの活動を通じた学びが発展し、それらの学びを踏まえた活動がさらに発展するという、相乗効果を期待することができます。

5 福岡らしさの利活用

福岡には、自然（山、川、海）の豊かさ、空港の利便性、第三次産業中心、大学や専門学校の多さ、人口の多さ、若者などが集まる地の利といった特徴があります。これらを活かした学習活動や、市民活動が展開できるように支援します。

なにより、新幹線が発着するなど九州内外の交通の要衝である博多駅と、その博多駅の地下鉄で2 駅先に福岡空港があるという環境は、国内の都市のどこにもありません。さらに韓国や中国、台湾など東アジア各国との距離の近さは、人の往来が活発になるとも大きな要因です。人の往来が活発になれば、文化、技術、知の交流がますます盛んになります。

そこに第三次産業中心の産業構造、大学や専門学校の多さという特徴が加われば、多方面において技術革新が起こることは必然です。このような環境にある福岡市だからこそ、教育委員会や産業・経

済関連部局が連携して、企業や人材の誘致に取り組み、高度な専門性を持つ人材の確保と産業の発展、その成果の市民への還元などに取り組む必要があります。

昨今では企業の地方移転が進んでいます。情報通信技術の発展により、都市部にいても地方にいても、労働の成果に大差ないという見方があるようです。北に玄界灘を望み、他の三方を山に囲まれた福岡は自然が豊かであるだけでなく、志賀島で発見された金印や元寇防塁など、歴史を身近に感じることができる土地でもあります。生活環境だけでなく観光という点でも魅力的な福岡市は、今後も若者をはじめとする人口流入が期待できます。

このような福岡市の環境を活かした学習活動や市民活動があるはずです。例えば、アジア太平洋地域の子どもたちを福岡市で受け入れる活動は好例だと思います。

6 社会教育・生涯学習・地域の中核拠点、居場所としての公民館

福岡市には、基本的に小学校の校区に1館、公民館が設置されています。人々の生活圏内、子どもたちも自宅から歩いて行けるところに、公民館長と公民館主事などが常駐している公民館があるのです。このような公民館は子どもの居場所になり、ひいては若者、ユース世代の居場所にもなれるはずです。子どもが集まり、そこに地域の学生や高齢者などのボランティアやNPOが関われば、新たなプログラムの創出にもつながるでしょう。

この公民館を中心として地域住民の声を聞き、地域おこしや町づくりに子どもをはじめとした様々な住民の意見を反映させることができます。地域や町を作り上げていくのは、大人だけではないのです。市役所や区役所という組織に、子どもや障がい者、女性、外国人などが声を伝えるのはなかなか難しいことです。だからこそ、公民館という身近な場所が、声を聞き、意見を拾い上げる大切な場所になるのです。「〇〇カフェ」のように、何らかの当事者が集まり、気軽におしゃべりができる機会を設けている公民館は少なくありません。あるいは、料理講習などを通して国際交流を積極的に推進している公民館もあります。このように地域住民同士のつながりを構築できるのが公民館の強さです。人と人との出会いやおしゃべりの中から、災害時の支援などの地域課題が見えてくることもあるでしょう。

公民館における各種の文化活動、スポーツ活動は、そのことを楽しむだけでなく、そこに集う人々をつなぐという側面もあります。来館者が合唱や俳句、スポーツを楽しみに来たのか、それとも、活動中の休憩のお茶の時間を楽しみに来たのか、という様子も公民館では珍しくないようです。

公民館の大切な役割に、地域に関する学習活動があります。地域の歴史や文化、伝統芸能などを継承する取り組みは、子どもの学びとなり、生きがいにもなると思います。また、転勤の多い家族が、今住んでいる地域を「ふるさと」と思ってくれるような仕掛け作りをしていれば、転勤の終点として、福岡に帰ってこられることが期待できるでしょう。

以上の取り組みを推進するためにも、公民館は地域の人材に関する情報を積極的に収集し、またNPOや企業、大学などと積極的にタイアップして事業を展開してほしいものです。どこにどのような技術や知識のある方が住んでいて、あるいは校区内のどの事業所にはどんな人材がいるのか、日頃から情報を集めておく必要があるでしょう。そのためにも、公民館職員が幅広いアンテナを張っておくことが求められます。

以上、これからの福岡市に必要な生涯学習支援について述べてきました。学習者一人ひとりが、自らの学びを生涯学習の一環であることを意識し、その学びを止めないこと、学びたいと思っても、そのきっかけをつかめない人たちに情報を提供すること、そして世の中には様々な価値観があり、それらは互いに尊重されるべきであることを周知し啓発することが大切です。

生涯学習には、「わくわく感」が満ちあふれています。福岡市に住む子どもと大人が「いつでも、どこでも、誰とでも」学習できる環境を整えるのが、学校教育や公民館を含めた社会教育行政の役目です。

そのためにも、まず、学校教育において子どもたちが学びの楽しさを実感することが重要です。自分たちが動けば社会が変わることの体験を重ねることが、将来的には、社会を変革させる人材の育成へとつながります。また、学校教育や社会教育の施設について従来の発想にとらわれない柔軟な利活用を認めるべきですし、そこで働く教職員に研修などの時間と機会を十分に確保する必要があります。これらにより、教職員の柔軟な発想に基づく授業や事業の計画と実施を期待することができます。

福岡市では地縁団体だけでなく、多彩な市民組織やNPO組織、文化やスポーツ団体が独自の取り組みを展開しています。これらの団体への資金面、人材面など様々な支援が必要です。さらに、福岡市という地の利を活かした人口流入と知の集積、その利活用への支援は、これからも求められることです。

私たちはこれからも常に変わり続けなければなりません。これまでに取り組んできた経験、昨今の社会情勢を踏まえて、今の自分を見つめ、そして将来の自分と社会を見据える必要があります。その際の重要な考え方が「生涯学習」の推進なのであり、市民一人ひとりによる「生涯学習」の取り組みなのです。

IV これまでの福岡市と福岡市教育委員会による計画など

今回、「福岡市の生涯学習ビジョン」を提示しましたが、これまでも福岡市や福岡市教育委員会では、社会教育や生涯学習に関連する様々な計画などを提示しています。このことについて、以下で説明します。

福岡市教育委員会では平成6年3月に社会教育委員会議が答申「福岡市における生涯学習推進のあり方について」を出し、その後の「第7次福岡市基本計画」（平成8年8月）における生涯学習振興の方向に沿って「福岡市生涯学習基本計画」（平成11年3月）を発表しました。この計画は平成10年度から概ね10年間における生涯学習の条件整備を計画したものです。ただ、これ以降、生涯学習推進に関する計画などは発表されずに今日に至っています。

この間、直近では「第9次福岡市基本計画」（平成24年12月）や、それに基づく「第3次実施計画 政策推進プラン」（令和3年6月）が発表されています。前者は令和4年度、後者は令和6年度における数値達成目標を設定しており、生涯学習に関する記述もあります。ただ、全市的な計画であるため個々の数値達成に向けた記述は漠然としています。また、「第2次福岡市教育振興基本計画」（令和元年6月）も出ていますが、これは学校教育を中心とした計画です。

人権に関する教育や啓発については、平成11年の『「人権教育のための国連10年」福岡市行動計

画」を見直す形で、平成 16 年に「福岡市人権教育・啓発基本計画」が策定されました。後者と同時に「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」も策定され、それ以降 4 年ごとに更新されています。現在は、令和 2 年度版が運用されています。現行の同実施計画には、就学前教育機関、学校、家庭・地域、企業のそれぞれにおける人権教育・啓発に関する計画や、市職員、教職員、社会教育関係者など「特定職業従事者」の人権教育・啓発の推進に関する計画が設定されています。

福岡市教育委員会は平成 21 年に 5 カ年計画の「福岡市教育委員会人権教育推進計画」を策定し、平成 26 年度にはその改訂版を策定して人権教育を推進しています。ここでも、学校教育や社会教育における人権教育に関する施策、あるいは特定職業従事者への人権教育の推進を謳っています。

その他、令和 2 年 3 月には、「第 5 次 福岡市子ども総合計画」が策定されました。令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間を計画期間として、「安心して生み育てられる環境づくり」、「子ども・若者の自立と社会参加」、「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」という 3 つの基本目標のそれぞれに事業目標と成果指標を設定しています。この中で子どもたちの遊び場、体験学習の場や居場所に関することにも言及しています。

また、令和 4 年 3 月には「福岡市 子どもの生活状況等に関する調査」が実施されました。福岡市の小学 6 年生と中学 3 年生の保護者を対象としたアンケートであり、子どもや子育て家庭の生活状況を把握することができます。

令和 4 年 5 月に「福岡市スポーツ推進計画」が発表されました。ここでは、「誰もがスポーツに親しみ、楽しむことのできる環境づくり」、「スポーツで夢と希望あふれる活力あるまちづくり」、「持続可能なスポーツ活動をささえる基盤づくり」という大きく 3 つの目標を設定し、それぞれに成果指標と、関連する施策を設定しています。

このように、学校教育や社会教育を含めた様々な計画がすでに策定されています。本提言を、現行の計画推進や、今後の改定にあたっての「ビジョン」として役立てられるよう強く期待します。

V 謝辞

「福岡市の生涯学習ビジョン」策定に当たり、多くの方々にヒアリングなどで協力していただきました。本来でしたらご所属やお名前をお示ししてお礼を申し上げるべきですが、今回のヒアリングでは匿名を条件に、様々なお話を伺いました。あらゆる活動を「学習」として捉え、様々な形で個人の成長や地域の活性化、福岡市の発展に寄与しておられる力強いお姿を目の当たりにして、何とかその支えになるビジョンを提示したいと思い、推敲を重ねて参りました。

お忙しい中、本当にありがとうございました。